

## 株式会社亀井組 行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和8年4月1日～令和13年6月30日

2. 内容

目標1：年次有給休暇の取得促進を図り、1人当たり年間取得日数を10日以上を目標とする

取組内容

- ・年8日以上の『有給休暇取得奨励日』を設定する
- ・毎月末、社員の年次休暇の取得状況を確認
- ・取得状況が低い者については、個別に状況を把握したうえで、計画的な取得を促進する
  - ・実施期間 令和8年4月1日～

目標2：法定時間外労働及び法定休日労働時間の合計時間数の平均を毎月20時間以下とする

取組内容

- ・週1回のノー残業デーを設定するとともに、毎週実施結果を確認し社内に周知する
- ・毎月の時間外労働時間を部署別・個人別に集計し、管理職へ共有
- ・若手社員に対する研修プログラムを整備し、業務遂行能力の向上を図る
  - ・実施期間 令和8年4月1日～

目標3：女性の育児休業取得率100%

配偶者の出産に伴う男性の育児休業・出生時育児休業取得率を30%以上、平均1か月以上

取組内容

- ・対象となる社員に、出産に伴う特別休業に関する情報提供を行い、取得率向上を目指す
  - ・実施期間 令和8年4月1日～